

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県補助金交付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 <3・1揭示>	5

規 則

高知県補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県補助金交付規則の一部を改正する規則

高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県補助金等交付規則

第1条中「法令」を「法令、条例又は他の規則(以下「法令等」という。)」に、「補助金」を「補助金等」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外のものに交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 法令等に定めのない利子補給金(元利補給金を含む。)及び割賦損料等補給金並びに保証料補給金(以下「利子補給金等」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金であって知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うものをいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県以外のもが相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- (2) 利子補給金等の交付を受けるものが、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行うものをいう。

第3条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条第1項中「補助金の交付の申請」を「補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)」に、「次の各号に」を「次に」に、「補助金交付申請書」を「補助金等交付申請書(契約の申込みによっては、知事が別に定める書類。以下この条において同じ。)を知事が」に改め、同項第1号中「氏名」を「氏名(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)」に改め、同項第2号中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同項第3号中「補助事業」を「補助事業等」に、「当該事業の着手」を「着手」に、「その他当該事業」を「その他当該補助事業等」に改め、同項第4号中「補助金」を「補助金等」に改め、同条第2項中「申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した」を「補助金等交付申請書には、補助事業等に係る次に掲げる」に改め、同項第3号中「施工」を「施行」に、「実施計画書」を「その実施計画書」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「申請書の」を「補助金等交付申請書に」に、「必要と」を「必要があると」に、「又はその一部を省略させることがある」を「若しくはその一部を省略させ、又は前項各号に掲げる関係書類の一部の添付を省略させることができる」に改める。

第4条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条第1項中「補助金の交付の申請」を「前条第1項の規定により補助金等の交付の申請」に、「行なう」を「行う」に、「その内容」を「、当該交付の申請の内容」に、「補助金を」を「補助金等を」に、「認めたときは、補助金」を「認めたときは、速やかに補助金等」に、「決定」を「決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「適正な交付を行なう」を「補助金等の適正な交付を行う」に、「補助金」を「補助金等」に、「事項につき」を「事項について」に、「決定をすることができる」を「決定をすることができる」に改める。

第5条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条中

「補助金の交付の決定」を「前条第1項の規定により補助金等の交付の決定」に、「補助金の交付の目的」を「補助金等の交付の目的」に、「補助事業者」を「補助事業者等」に、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる事項について」に改め、同条第1号中「補助事業の内容又は補助事業の」を「補助事業等の内容又は補助事業等に要する」に、「知事の定める」を「知事が別に定める」に、「場合において、すみやかに」を「場合は、速やかに」に改め、同条第2号中「補助事業」を「補助事業等」に、「行なう」を「行う」に、「使用に関すること。」を「使用方法に関する事項」に改め、同条第3号中「補助事業」を「補助事業等」に、「廃止する場合には」を「廃止する場合は」に改め、同条第4号中「補助事業」を「補助事業等」に、「期間」を「期間内」に、「場合においては、すみやかに」を「場合は、速やかに」に改め、同条第5号中「補助事業」を「補助事業等」に改め、「に関すること。」を削り、同条第6号中「補助事業の遂行につき必要と」を「補助事業等の遂行について必要があると」に改め、同条第7号中「補助事業者が間接補助金」を「補助事業者等が間接補助金等」に、「前各号の」を「、前各号に掲げる事項について」に、「間接補助事業者」を「間接補助事業者等」に、「これを」を「これらを」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しないときに限り、その交付する補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することができる。

第6条の見出し中「決定」を「補助金等の交付の決定」に改め、同条中「補助金の交付の決定」を「第4条第1項の規定により補助金等の交付の決定」に、「すみやかにその決定」を「速やかに当該交付の決定」に、「その条件を補助金の交付を申請したものに」を「当該条件を当該補助金等の交付の申請をしたものに書面により」に改める。

第7条の見出し中「申請」を「補助金等の交付の申請」に改め、同条第1項中「補助金の交付の申請」を「第3条第1項の規定により補助金等の交付の申請」に、「に係る補助金」を「に係る補助金等」に、「知事の」を「知事が」に、「申請の」を「当該交付の申請の」に改め、同条第2項中「による申請の取下げの」を「に基づく交付の申請の取下げが」に、「当該申請に係る補助金」を「当該交付の申請に係る補助金等」に改める。

第8条の見出し中「決定」を「補助金等の交付の決定」に改め、同条第1項中「補助金の交付の決定を」を「第4条第1項の規定により補助金等の交付の決定を」に、「、特別の」を「特別の」に、「補助金の交付の決定の」を「当該交付の決定の」に、「その決定」を「当該交付の決定」に、「変更することができる」を「変更することができる」に改め、同項ただし書中「補助事業」を「補助事業等」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第

2項中「知事が」を削り、「により補助金」を「に基づき補助金等」に、「取り消す」を「取り消すことができる」に、「のいずれかに掲げる場合に限るもの」を「に掲げるいずれの場合」に改め、同項第1号中「補助金」を「補助金等」に、「補助事業」を「補助事業等」に改め、同項第2号中「補助事業者又は間接補助事業者が、その責」を「補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責め」に、「補助事業又は間接補助事業」を「補助事業者等又は間接補助事業等」に改め、同条第3項中「による補助金」を「に基づく補助金等」に、「次の各号に」を「次に」に、「補助金を交付することができる」を「補助金等を交付することができる」に改め、同項第1号中「補助事業に係る機械器具及び」を「補助事業に係る機械、器具又は」に改め、同項第2号中「補助事業を行なう」を「補助事業等を行う」に改め、同条第4項中「により交付する補助金」を「に基づき交付する補助金等」に、「による取消しに係る補助事業」を「に基づく取消しに係る補助事業等」に、「補助金に」を「補助金等に」に改め、同条第5項中「取消し又は変更をした」を「規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消し、又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した」に改める。

第9条の見出し中「補助事業」を「補助事業者及び間接補助事業者等」に改め、同条第1項中「補助事業者は、法令、補助金」を「補助事業者等は、法令等の定め、補助金等」に、「補助事業を行なう」を「補助事業者等を行う」に、「補助金を他の用途へ使用してはならない」を「補助金等の他の用途への使用（利子補給金等においては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしてはならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業者等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用（第2条第4項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第15条第2項において同じ。）をすることのないようにさせなければならない。

第10条の見出し中「指示」を「指示等」に改め、同条第1項中「補助事業の遂行状況の」を「補助事業者等の遂行の状況について」に、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「省略することができる」を「省略することができる」に改め、同条第2項中「報告及び調査又は県監査委員」を「規定による報告若しくは調査又は高知県監査委員」に、「補助事業」を「補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に改め、同条第3項中「補助事業者が前項の」を「補助事業者等が前項の規定による」に、「当該補助事業」を「当該補助事業者等」に、「命ずることがある」を「命ずることができる」に改め、同条第4項中「前項」を「知事

は、前項の規定に基づき補助事業者等の遂行」に、「補助事業者が当該補助金」を「補助事業者等が補助金等」に、「により当該補助金」を「に基づき当該補助金等」に改める。

第11条の見出しを「（補助事業者の実績報告）」に改め、同条第1項中「補助事業者は、補助事業」を「補助事業者等は、補助事業者等」に、「又は」を「又は」に、「補助事業の廃止」を「補助事業者等の廃止」に、「補助事業の成果」を「当該補助事業者等の成果」に、「補助事業実績報告書に」を「補助事業者等実績報告書に知事が」に、「書類」を「関係書類」に、「補助金の交付決定」を「補助金等の交付の決定」に改め、同条第2項中「補助事業」を「補助事業者等」に、「2箇月以内で知事の定めた」を「2月以内で知事が別に定める」に、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「この期日を繰り下げることがある」を「その期日を繰り下げることができる」に改める。

第12条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条中「前条の」を「前条第1項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定による」に、「当該補助事業者」を「補助事業者等の成果を」に、「確認のうえ当該補助事業者」を「確認の上当該補助事業者等」に、「補助事業（以下「完成補助事業」を「補助事業者等（第14条において「完成補助事業者等」に、「当該報告等」を「当該報告の内容」に、「行なう」を「行う」に、「その報告に係る補助事業の成果が補助金」を「当該報告に係る補助事業者等の成果が補助金等」に、「適合するものであるか」を「適合するものであること」に、「補助金の額を確定する」を「補助金等の額を確定するものとする」に改める。

第13条第1項中「補助事業の完了又は廃止に係る補助事業者等の成果が補助金の交付」を「前条の場合において、当該報告に係る補助事業者等の成果が補助金等の交付の決定」に、「認めるときは、当該補助事業につき」を「認めるときは、当該補助事業者等に対して」を削り、同条第2項中「第11条第1項及び前条」を「第11条」に、「前項の」を「前項の規定による」に、「行なう補助事業」を「行う補助事業者等」に改める。

第14条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条中「補助金は、完成補助事業」を「補助金等は、完成補助事業者等」に、「交付すべき」を「交付すべき補助金等の」に、「完成補助事業者等以外の補助事業」を「完成補助事業者等以外の補助事業者等」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「補助金の交付の決定の」を「補助金等の交付の決定が」に改め、同条ただし書中「補助金」を「補助金等」に、「及び」を「又は」に改める。

第15条の見出し中「決定」を「補助金等の交付の決定」に改め、同条第1項中「補助事業者」を「補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に、「取り消すことがある」を「取り消すことができる」に改め、同項第1号中「補助金」を「補助金等」に改め、同項第2号中「補助事業」を「補助事業者等」に改め、同項

第4号中「第10条及び第11条」を「第10条第1項若しくは第11条第1項」に、「第10条及び第12条の」を「第10条第1項若しくは第12条の規定による」に、「補助事業者の内容が確認できないとき」を「補助事業者等の内容を確認することができないとき」に改め、同項第5号中「第19条」を「第19条第1項」に、「補助事業」を「知事の承認を受けないで、補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に、「譲渡し」を「譲渡し、交換し」に改め、同項第6号中「補助事業」を「補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に、「及び」を「若しくは」に、「又は」を「又は」に改め、同条第2項中「間接補助事業者が間接補助金を他の用途へ使用し、又は間接補助事業者」を「間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用をし、又は間接補助事業者等」に、「補助事業者」を「補助事業者等」に、「当該間接補助金に係る補助金」を「当該間接補助金等に係る補助金等」に、「取り消すことがある」を「取り消すことができる」に改め、同条第3項中「補助事業」を「補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に、「適用があるものとする」を「適用することができる」に改め、同条第4項中「及び第2項の規定による取消しをした」を「又は第2項（前項の規定に基づきこれらの規定を適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消した」に改める。

第16条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条第1項中「補助金の」を「前条第1項又は第2項の規定に基づき補助金等の」に、「補助事業」を「補助事業者等」に、「すでに補助金」を「既に補助金等」に、「当該補助金」を「当該補助金等」に改め、同条第2項中「補助事業者に」を削り、「補助金の」を「補助金等の」に、「すでにその額をこえる補助金」を「既にその額を超える補助金等」に、「当該補助金」を「当該補助金等」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「補助金」を「補助金等」に、「規定による」を「規定に基づく」に、「補助事業者」を「補助事業者等」に、「返還の期限を延長することがある」を「当該返還の期限を延長することができる」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「前3項」に、「補助金の返還又は返還期限の延長をした」を「補助金等の返還をさせ、又は返還の期限を延長した」に改め、同項を同条第4項とする。

第17条第1項中「補助事業者」を「補助事業者等」に、「規定による取消しに係る補助金」を「規定に基づく交付の決定の取消しに係る補助金等」に、「その命令に係る補助金受領」を「当該命令に係る補助金等の受領」に、「返還」を「当該返還」に、「補助金の額」を「補助金等の額」に改め、同条第2項中「補助金」を「補助金等」に、「こえる」を「超える」に、「それぞれの」を「それぞれの」に改め、同条第3項中「補助事業者」を「補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に改め、同条第4項中「補助事業者は、補助金」を「補助事業者等は、補

助金等」に改め、同条第6項中「延滞金について」を「延滞金について当該各項に規定する割合と」に、「定めることがある」を「定めることができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び前項」を「又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。

第18条の見出し中「補助金」を「補助金等の交付」に改め、同条第1項中「補助事業者」を「第16条第1項又は第2項の規定により補助事業者等」に、「補助金」を「補助金等」に、「その交付を一時停止することがある」を「、その交付を一時停止することができる」に改め、同条第2項中「一時停止の」を「規定に基づき補助金等の交付を一時停止した」に改める。

第19条第1項中「補助事業者は、補助事業」を「補助事業者等は、知事の承認を受けないで、補助事業等」に、「次の各号に掲げるものを補助金」を「次に掲げるものを補助金等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、補助事業者等が第5条第2項の規定に基づく条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第19条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第2号中「及び重要な」を「、重要な」に、「知事が認めるもの」を「、知事が別に定めるもの」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「補助金」を「補助金等」に改め、同条第2項中「補助金」を「補助金等」に、「命ずることがある」を「命ずることができる」に改める。

第20条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「交付すべき補助金」を「補助金等」に、「、交付の」を「並びに交付の」に、「事業」を「補助事業等」に、「関する具体的業務の実施細目については」を「関し必要な事項は」に改め、同条を第24条とし、第19条の次に次の4条を加える。

（帳簿書類の備付け）

第20条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、知事が別に定める期間これを保存しておかななければならない。

（理由の提示）

第21条 知事は、第8条第1項若しくは第15条第1項若しくは第2項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消し、第10条第2項の規定に基づき補助事業等の遂行を指示し、同条第3項の規定に基づき補助事業等の遂行の一時停止を命じ、又は第13条第1項の規定により是正のための措置を指示するときは、当

該補助事業者等に対し、その理由を示すものとする。

（適用除外）

第22条 利子補給金等については、第5条、第11条から第13条まで及び第19条の規定は、適用しない。

（立入検査等）

第23条 知事は、補助金等又は間接補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等又は間接補助事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下この条において「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県補助金等交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下この項において同じ。）がされる補助金等（新規則第2条第1項に規定する補助金等という。）については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の高知県補助金交付規則第20条の規定に基づき定められた要綱等は、この規則の施行の日以後に新規則の規定に基づき改正されるまでの間は、新規則第24条の規定に基づき定められた要綱等とみなす。

（高知県職員倫理規則の一部改正）

4 高知県職員倫理規則（平成12年高知県規則第219号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「補助金（高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号）に規定する補助金をいう。）、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下この号において同じ）」を「高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第2条第1項に規定する補助金等をいう」に改め、「県以外のものが相当の反対給付を受けないで交付するものであって、」を削り、「とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」を「とする同条第4項第1号に掲げる間接補助金等」に改める。

告 示

高知県告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
201 - 38 - 049	名切川（4）	高知市宇津野及び加賀野井一丁目（別紙図面のとおりに）	土石流
201 - 99 - 019	二四五川	高知市一宮、一宮しなね一丁目及び一宮西町四丁目（別紙図面のとおりに）	土石流
IV - 201030	高知城（2）	高知市丸ノ内一丁目及び丸ノ内二丁目（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I - 1388	南河の瀬東	高知市河ノ瀬町及び南河ノ瀬町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I - 1389	河の瀬（1）	高知市河ノ瀬町及び南河ノ瀬町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I - 1228	佐々木町（3）	高知市佐々木町及び横内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I - 1229	佐々木町（4）	高知市佐々木町及び塚ノ原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV - 201031	旭浄水場（2）	高知市旭天神町及び福井町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-1147	宇津野 (4)	高知市宇津野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1281	浦戸・西南浦	高知市浦戸及び長浜(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-3572	浦戸 (8)	高知市浦戸及び長浜(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201032	浦戸 (9)	高知市浦戸(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201033	浦戸東南浦 (2)	高知市浦戸(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-3458	水分 (23)	高知市池(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-51	池(11)	高知市池(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-52	池(12)	高知市池(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201026	水分 (24)	高知市池(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201027	水分 (25)	高知市池(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201034	吹井 (8)	高知市仁井田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201024	布師田 (3)	高知市布師田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1110	薊野東町 (3)	高知市薊野北町四丁目及び薊野東町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201020	一宮 (10)	高知市一宮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

IV-201021	一宮 (11)	高知市一宮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201037	久礼野・入定 (10)	高知市久礼野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201038	重倉 (16)	高知市重倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201039	重倉 (17)	高知市重倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201040	重倉 (18)	高知市重倉及び七ツ淵(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201041	重倉 (19)	高知市重倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201042	重倉 (20)	高知市重倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201043	重倉 (21)	高知市重倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201036	行川・佐山 (4)	高知市行川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201028	啞内 (6)	高知市朝倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201029	宮前奥 (5)	高知市朝倉(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201035	東久万・中久万 (2)	高知市東久万(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-3621	吉野 (11)	高知市神田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201019	おおなろ園	高知市神田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-1113	薊野北町二丁目 (6)	高知市薊野北町二丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-3481	薊野 (9)	高知市薊野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201025	十津小学校 (2)	高知市十津四丁目及び十津五丁目(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-201023	長浜・草木谷 (6)	高知市長浜(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第7号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年3月1日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

1 病院の表中

「

近森オルソリハビリテーション病院	高知市大川筋一丁目6番3号
------------------	---------------

」

を

「

近森オルソリハビリテーション病院	高知市大川筋一丁目6番3号
リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原1316番1

」

に改める。

2 老人ホームの表中

「

軽費老人ホームケアハウス集家	高知市円行寺52番地13
----------------	--------------

」

を

「

軽費老人ホームケアハウス集家	高知市円行寺52番地13
軽費老人ホームケアハウス花の郷高知	高知市横浜20番1

」

に改める。